

平成 30 年 9 月 28 日

関係者各位

更生会社トキワ印刷株式会社外 3 社

管 財 人 小 畑 英 一

管 財 人 佐 久 間 信 幸

更生計画認可決定のお知らせ

更生会社トキワ印刷株式会社外 3 社は、平成 30 年 7 月 20 日、東京地方裁判所に更生計画案を提出していましたが、書面投票による決議の結果、多数の債権者の皆様よりご賛同を賜り、本日付けで同裁判所より更生計画認可の決定を受けました。

これもひとえに関係者各位のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。
今後ともご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

【投票の結果（同意率）】

	更生担保権の組	更生債権の組
トキワ印刷	96.99%	82.27%
後藤商事	—	100%
後藤本社	100%	100%
ピーアイシー	—	99.97%

【更生計画に基づく弁済】

更生担保権（継続使用不動産、機械及び処分対象物件にかかる更生担保権を除く）については、本年 10 月末日までに、一般更生債権については、平成 31 年 3 月末日までに弁済を実施いたします。

弁済時期が近づきましたら、弁済に関するご案内文書を発送させていただきます。

平成29年(ミ)第5号 会社更生事件

決 定

福島県須賀川市森宿字ヒジリ田50番地

更生会社 トキワ印刷株式会社

管財人 小畑 英一

管財人 佐久間 信幸

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 岩 井 直 幸

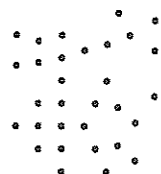
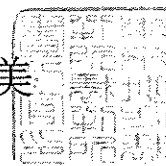
裁判官 西 岡 慶 記

これは謄本である。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 齊藤 恵美



平成29年(ミ)第6号 会社更生事件

決 定

福島県須賀川市森宿字御膳田39番地8

更生会社 後藤商事株式会社

管財人 小畑 英一

管財人 佐久間 信幸

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 岩 井 直 幸

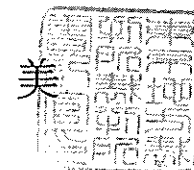
裁判官 西 岡 慶 記

これは謄本である。

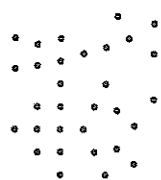
平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 齊藤 恵



美



平成29年(ミ)第7号 会社更生事件

決 定

東京都港区赤坂二丁目16番3号後藤ビル

更生会社 株式会社後藤本社

管財人 小畑 英一

管財人 佐久間 信幸

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 岩 井 直 幸

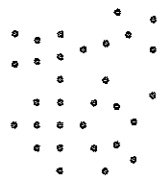
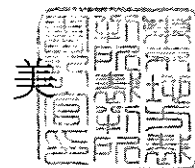
裁判官 西 岡 慶 記

これは謄本である。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 齊藤 恵美



平成29年(ミ)第8号 会社更生事件

決 定

東京都港区赤坂二丁目16番3号

更生会社 株式会社ピーアイシー

管財人 小畑 英一

管財人 佐久間 信幸

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 岩 井 直 幸

裁判官 西 岡 慶 記

これは謄本である。

平成30年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 齊藤 恵

